

## 兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、兵庫県の区域（建築主事を置く市の区域を除く。）における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）の同項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の同項及び法第36条第1項の規定に基づく認定（以下「性能向上計画認定」という。）、並びに法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「性能基準」という。）に適合している旨の法第41条第1項の規定に基づく認定（以下「性能基準適合認定」という。）の申請、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定に基づくその性能確保計画の変更が省令第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面（以下「性能確保計画軽微変更該当証明書」という。）及び法第34条の規定に基づくその性能向上計画の変更が省令第26条の軽微な変更該当していることを証する書面（以下「性能向上計画軽微変更該当証明書」という。）の交付を求める申請、法第19条第1項、同条第4項において読み替えて適用する同条第1項、法第20条第2項、法附則第3条第2項、同条第5項において読み替えて適用する同条第2項又は同条第8項の規定に基づく建築物の建築に関する届出又は通知（以下「建築の届出等」という。）、その他法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

### (知事が必要と認める図書等)

第2条 適合性判定の申請に係る要綱第6条第1項第2号により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 添付図書一覧表（様式1）
- (2) 申請手数料算定表（様式2）
- (3) 法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請の場合にあつては、次に掲げるもの
  - ア 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）
  - イ 変更床面積算定に係る求積図（アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表
- (4) 性能向上計画認定を受けた性能向上計画に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物に係る適合性判定の申請にあつては、当該性能向上計画認定の通知書の写し

及び申請書の写し

(5) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であって、次に掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）に係る図書に記載されたB E I（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値を同号イに規定する基準一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値で除した値。この項及び次項において同じ。）を増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iに設定する場合にあつては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

ア 性能確保計画が性能基準に適合するものであると判定を受けた適合性判定の申請に係る副本及び当該判定の通知書又はそれらの写し

イ 所管行政庁の受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のある建築の届出等の届出若しくは通知に係る副本又はその写し

ウ 法第35条第1項又は法第36条第2項の規定に基づく性能向上計画の認定を受けた性能向上計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し

エ 法第41条第2項の規定に基づく性能基準に適合している旨の認定を受けた建築物の性能基準適合認定の申請に係る副本及び認定通知書又はそれらの写し

オ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項又は第55条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた低炭素建築物新築等計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し

カ B E L S（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）に基づく評価書及び当該評価に係る申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し

(6) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であつて、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iを1.1に設定する場合にあつては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

2 建築の届出等に係る要綱第6条第2項第2号により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。ただし、法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項の規定による届出、法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項の規定による届出及び省令第14条第3項の規定を適用する場合の法第20条第2項の規定による通知

(第1号において「準ずる書面を提出する届出等」という。)に添える図書にあっては、次の第2号から第5号までにおいて、この限りでない。

- (1) 添付図書一覧表(様式3)(準ずる書面を提出する届出等にあっては、様式3の1)
  - (2) 要綱第2条第1号に規定する住宅(以下「住宅」という。)であって、同条に規定する登録性能判定等機関(以下「登録性能判定等機関」という。)が作成した、当該住宅の全部又は一部(基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号による場合にあっては、基準一次エネルギー消費量についての共用部分を除く。以下同じ。)が外皮基準(基準省令第1条第1項第2号イに規定する基準をいう。以下同じ。)及び基準一次エネルギー消費量基準(同項第2号ロ(非住宅部分に係るものにあつては、同項第1号ロ)に規定する基準をいう。以下同じ。)に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
  - (3) 要綱第2条第1号に規定する複合建築物(以下「複合建築物」という。)であって、登録性能判定等機関が作成した、当該複合建築物の一部である住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)の全部又は一部が外皮基準及び基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
  - (4) 住宅又は複合建築物であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該住宅の全部若しくは一部又は当該複合建築物の一部である住宅部分の全部若しくは一部が外皮基準又は基準一次エネルギー消費量基準のいずれかに適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
  - (5) 複合建築物であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該複合建築物の一部である非住宅部分の全部が基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
  - (6) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築を行う場合であつて、前項第5号アからカまでに掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたB E Iを増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iに設定する場合にあっては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し
  - (7) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であつて、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iを1.1に設定する場合にあっては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し
- 3 性能向上計画認定の申請に係る要綱第6条第3項第4号により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 添付図書一覧表(様式4)
  - (2) 申請手数料算定表(様式5)

- (3) 要綱第3条第1項に掲げる書面が添えられない場合にあつては、申請書の副本に省令第23条第1項、省令第24条の3第2項又は省令第27条に規定する図書のうち必要なものを添えたものの写し
  - (4) 法第35条第2項（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出をする場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3又は第2条に規定する確認申請書の副本に図書及び書類を添えたもの）の写し
  - (5) 法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請の場合にあつては、次に掲げるもの
    - ア 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）
    - イ 変更床面積算定に係る求積図（アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表
- 4 性能基準適合認定の申請に係る要綱第6条第4項第3号により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 添付図書一覧表（様式4）
  - (2) 申請手数料算定表（様式5）
  - (3) 要綱第3条第2項に掲げる書面が添えられない場合にあつては、申請書の副本に省令第30条に規定する図書を添えたものの写し
- 5 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号。以下「手数料条例」という。）別表第4第67の部(2)の款、(3)の款、(5)の款又は(6)の款に規定する変更部分の床面積の合計の算定方法は、非住宅部分の変更部分の床面積の算定方法（別紙）によることとする。

#### （知事が不要と認める書類）

第3条 建築の届出等に係る要綱第7条第2項により知事が不要と認める図書は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる場合の省令第12条第1項の表の（い）項の仕様書（仕上げ表を含む。）、各部詳細図及び各種計算書並びに（ろ）項に掲げる図書（住宅部分については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）のうち、前条第2項第2号から第5号までに掲げる当該評価に係る図書とする。

#### （申請の時期）

第4条 性能向上計画認定の申請（法第34条第1項の規定に基づく申請であつて法第34条第3項の規定を適用しようとするものを除く。）は、当該計画に係る法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能（以下「エネルギー消費性能」という。）の向上のための建築物の新築等（エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、

建築物への同号に規定する空気調和設備等（以下「空気調和設備等」という。）の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）の工事に着手する前に行わなければならない。

- 2 性能基準適合認定の申請は、現に存する建築物の所有者が行うことができ、当該申請に係る建築物の新築、増築若しくは改築、建築物の修繕若しくは模様替（いずれもエネルギー消費性能に影響を及ぼさないものを除く。）又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（いずれもエネルギー消費性能に影響を及ぼさないものを除く。）の工事中に行ってはならない。

#### （申請に係る図書の提出）

第5条 知事に性能確保計画軽微変更該当証明書<sup>（一）</sup>の交付を求める申請をしようとする者は、様式7による申請書の正本1通及び副本2通に、省令第2条第1項に規定する図書及び第2条第1項に規定する図書を添えて提出しなければならない。この場合、第2条第1項第3号において「法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請」とあるのは、「性能確保計画軽微変更該当証明書<sup>（一）</sup>の交付を求める申請」と読み替える。

- 2 性能向上計画軽微変更該当証明書<sup>（二）</sup>の交付を求める申請をしようとする者は、様式8による申請書の正本1通及び副本1通（要綱第3条第1項に掲げる書面が添えられない場合にあつては副本2通）に、省令第27条に規定する図書及び第2条第3項に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。この場合、第2条第3項第5号において「法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請」とあるのは、「性能向上計画軽微変更該当証明書<sup>（二）</sup>の交付を求める申請」と読み替える。

#### （書類の提出）

第6条 法第12条第1項若しくは第2項、法第13条第2項若しくは第3項、法第34条第1項、法第36条第1項、法第41条第1項、省令第11条又は省令第29条の規定に基づく申請若しくは通知及び法第15条第3項に規定する当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの提出先又は送付先は、まちづくり部建築指導課とする。

- 2 建築の届出等の提出先は、当該届出又は通知に係る建築物の所在地を所管する県民局又は県民センターのまちづくり建築課とする。

#### （磁気ディスクによる手続）

第7条 省令第81条の規定に基づき、所管行政庁が認める書類は、同条第1項第3号に掲げる届出書及び同項第4号に掲げる通知書の添付図書のうち、その全ての添付図書とする。

- 2 省令第81条の規定に基づき、所管行政庁が定める方法は、次に掲げるコンパクトディスクのうち、書き換え不能かつ表面が印刷可能なもので、県所管部署所有の電子計算機で読

み込めるものに記録する方法とする。

- (1) 磁気ディスク表面に、年度、建築物名称、届出者又は通知者氏名、建築物所在地の市町名を印字したものであること。
- (2) 記録ファイルの形式はPDF形式とし、1ファイルのサイズはおおむね10メガバイト以内としたものであること。
- (3) 記録ファイルの名称は、通し番号を文頭につけた後に個別名称を簡潔に記載したものであること。

#### (登録性能判定等機関への審査依頼)

第8条 知事は、適合性判定の申請、性能向上計画認定の申請（要綱第3条第1項に掲げる書面が添えられたものを除く。）、性能基準適合認定の申請（要綱第3条第2項に掲げる書面が添えられたものを除く。）又は性能確保計画軽微変更該当証明書若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請がなされた場合にあっては、適合性判定、性能向上計画認定、性能基準適合認定、性能確保計画軽微変更該当証明書又は性能向上計画軽微変更該当証明書に係る審査を登録性能判定等機関に依頼することができる。

#### (性能向上計画の通知)

- 第9条 知事は、法第35条第3項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により性能向上計画を通知する場合は、様式9による通知書を添えて行うものとする。
- 2 建築主事は、法第35条第4項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項の規定により、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、知事に対して様式10による確認済証を交付するものとする。
  - 3 建築主事は、法第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項の規定により、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、知事に対して様式11による通知書を交付するものとする。
  - 4 建築主事は、法第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項の規定により、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、知事に対して様式12による通知書を交付するものとする。
  - 5 建築主事は、第1項により通知された性能向上計画の申請書（その添付図書を含む。以下この条及び次条において同じ。）に不備があり、又は当該申請書の記載事項に不明確な点があるときは、知事に対して様式13による通知書を交付するものとする。

#### (性能向上計画認定の申請に関する追加説明等)

第10条 まちづくり部建築指導課長は、性能向上計画認定の申請に係る当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定す

ることができない正当な理由があるとき又は申請書に不備があり、若しくは申請書の記載事項に不明確な点があるときは、申請者に対して、様式14による通知書により申請書の補正又は追加説明を求めるものとする。

- 2 まちづくり部建築指導課長は、前条第4項又は第5項による通知書の交付があったときは、前項の規定を準用するものとする。

#### (標準処理期間)

第11条 性能向上計画認定及び性能基準適合認定の申請の審査に係る標準的な処理期間は、次の各号に定めるものとする。ただし、休日並びに補正及び追加説明に要する日数は含まない。

- (1) 一戸建ての住宅に関する申請にあつては、当該申請書を受理した日から21日、それ以外の申請にあつては、当該申請書を受理した日から28日
- (2) 当該認定の申請に係る要綱第3条に規定する書面を添付している場合にあつては、第1号の期間から14日を減じた期間
- (3) 法第35条第2項の規定の適用がある場合においては、前各号による期間に、当該申請に係る建築物が建築基準法第6条第1項第4号に掲げるものにあつては7日、それ以外のものにあつては35日を加えた期間

第12条 削除

第13条 削除

#### (軽微変更該当証明書の交付)

第14条 知事は、性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請に係る性能確保計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式18による証明書を副本に添えて交付するものとする。

- 2 知事は、性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請に係る性能向上計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式19による証明書を副本に添えて交付するものとする。

#### (認定しない旨の通知)

第15条 知事は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、その旨及びその理由を記載した様式20による通知書を当該申請者に交付するものとする。

- 2 知事は、性能基準適合認定の申請に係る建築物が性能基準に適合しないと認めたときは、その旨及びその理由を記載した様式20の2による通知書を当該申請者に交付するものとする。

のとする。

#### (申請の取下げ)

第16条 申請者は、適合性判定、性能向上計画認定又は性能基準適合認定の申請を取り下げようとするときは、様式24による申出書を知事に提出するものとする。

#### 第17条 削除

#### (報告の徴収)

第18条 法第17条第1項の規定により知事が建築主等（法第2条第1項第4号に定める建築主等をいう。以下同じ。）に対して、法第11条第1項に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式28による報告書とする。

- 2 知事から法第12条第6項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の交付を受けた者は、同条第2項に規定する計画の軽微な変更（省令第29条の規定に基づく書面の交付を受けた計画の軽微な変更を除く。）を行ったときは、様式34による報告書の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。
- 3 法第21条第1項の規定により知事が建築主等に対して、法第19条第1項各号に掲げる行為に係る建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式29による報告書とする。
- 4 法附則第3条第10項の規定により知事が建築主等に対して、法附則第3条第1項に規定する特定増改築に係る特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式29による報告書とする。
- 5 性能向上計画認定を受けた者は、認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、様式30による報告書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、建築士による工事監理報告書又はこれに代わる図書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、知事に提出しなければならない。
- 6 性能向上計画認定を受けた者は、前項により難しい場合は、様式31による報告書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、工事施工者によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の施工状況に関する報告書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、知事に提出しなければならない。
- 7 法第37条により知事が性能向上計画認定を受けた者に対して、認定を受けた性能向上



計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式32による報告書とする。

- 8 性能向上計画認定を受けた建築物の所有者が、その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、様式33による届出書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添えたものを、知事に届け出るものとする。
- 9 法第43条により知事から性能基準適合認定を受けた者に対して、性能基準適合認定を受けた建築物の性能基準への適合に関する事項に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式36による報告書とする。
- 10 性能基準適合認定を受けた建築物の所有者が、その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、様式33による届出書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添えたものを、知事に届け出るものとする。
- 11 知事から適合判定通知書の交付を受けた者又は性能向上計画認定を受けた者は、当該適合性判定に係る建築物の新築、増築若しくは改築又は当該性能向上計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了するまでの間に適合性判定の計画書又は性能向上計画の申請書の第2面の記載事項に変更があった場合においては、様式36の2による届出書の正本1通及び副本1通を知事に届け出るものとする。
- 12 前各項の報告書又は届出書は、まちづくり部建築指導課に提出するものとする。

## 第19条 削除

### (指示・命令等)

- 第20条 知事が法第14条第1項の規定に基づき違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式37による命令書とする。
- 2 知事が法第16条第1項の規定に基づき性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示するとき、法第19条第2項の規定に基づき同条第1項の届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示するとき又は法附則第3条第3項の規定に基づき同条第2項の届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示するときの指示書の標準的な様式は、様式38による指示書とする。
  - 3 知事が法第16条第2項の規定に基づき同条第1項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるとき、法第19条第3項の規定に基づき同条第2項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるとき又は法附則第3条第4項の規定に基づき同条第3項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式39による命令書とする。
  - 4 知事が法第38条の規定に基づき性能向上計画認定に係る建築物の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式40による命令書とする。

### (取消しの通知)

第21条 知事は、法第39条の規定に基づき法第35条第1項の認定を取り消したときは、様式41による通知書により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとし、法第42条の規定に基づき法第41条第2項の認定を取り消したときは、様式41の2による通知書により当該建築物の所有者に通知するものとする。

### (判定等の証明)

第22条 知事から適合判定通知書の交付を受けた適合性判定、性能向上計画認定又は性能基準適合認定の申請に係る台帳記載事項の証明書の交付を求める場合は、それぞれ、様式42による証明願、様式43による証明願又は様式44による証明願の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。

2 前項の証明願は、まちづくり部建築指導課に提出するものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### (施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領に係る別に定めるものについて等の廃止)

2 「兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領に係る別に定めるものについて」(平成30年1月1日付け建指第1672号)及び「変更床面積算定要領」(平成30年1月1日施行)は、廃止する。

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年3月22日から施行する。

## 非住宅部分の変更部分の床面積の算定方法

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号。以下「手数料条例」という。）別表第4の67の部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手数料）の(2)の款の変更部分の床面積（同部の(5)の款の変更しようとする部分の床面積を含む。）及び同部の(3)の款の変更部分の床面積（同部の(6)の款の変更した部分の床面積を含む。）のうち、非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の変更部分の床面積は、次により算定する。

第1 次の各号に掲げる面積の合計を変更部分の床面積の合計とする。

## (1) 評価方法、建築物の面積の増減等の変更

次の表の変更欄に掲げる変更の区分に応じ同表の面積欄に掲げる面積の合計

|   | 変更  | 面積  |
|---|---|---|
| ア | 評価方法（既存部分のBEIを要領第2条第1項第5号アからカまで、1.1又は1.2とする評価方法を含む。）の変更 | 評価方法の変更部分（算定対象外及び評価対象外の部分を含む。）の床面積  |
| イ | 評価に使用するモデルの変更（集会所モデルにおける「計算対象室用途」の変更を含む。）               | 評価に使用するモデルの変更部分（算定対象外及び評価対象外の部分を含む。）の床面積  |
| ウ | 建築物の非住宅部分の床面積が増加又は減少する変更                                | 増加部分又は減少部分（算定対象外及び評価対象外の部分を含み、ア及びイの部分を除く。）の床面積。ただし、増加部分と減少部分がある場合は、それぞれの部分の床面積の合計 |
| エ | 平面計画の変更により、変更前の室と変更後の室の対比が困難な部分として申請者が申し出る部分における変更      | 申請者が申し出る部分の床面積（アからウまでの部分を除く。）   |

## (2) 室用途等、外皮及び設備の変更

前号による変更に係る部分を除いた建築物の部分（以下「第1号以外の部分」という。）において、変更する室（変更した室を含む。以下同じ。）の床面積の合計に変更割合を乗じて得られる面積

ここで、変更する室とは、室用途等（建築物の用途並びに室の仕様のうち、用途、面積、天井高及び室指数（室の間口及び室の奥行を含む。）をいう。以下同じ。）の一以上の変更又は外皮、空気調和設備（外皮を除く。以下同じ。）、機械換気設備、照明設備若しくは給湯設備の一以上についての評価の変更（エネルギー消費性能の算出に用いる仕様・数量等の変更に伴うものをいう。以下同じ。）を要する室をいう。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる室は、変更する室としない。

(ア) 変更前、変更後のいずれにおいても外皮、空気調和設備、機械換気設備、照明設備

及び給湯設備の全てについて、エネルギー消費性能の評価に影響しない室

(イ) 第1号以外の部分における、変更に係る全ての室が室用途等の変更のみの場合の当該室

また、変更割合とは、外皮、空気調和設備、機械換気設備、照明設備及び給湯設備のうち、第1号以外の部分において評価の変更をするものの数を第1号以外の部分の変更前及び変更後のエネルギー消費性能の評価において評価を要するものの数で除した値をいう。

なお、次の(ア)から(エ)までに掲げる変更にあつては、それぞれに定めるところによる。

(ア) 方位の変更 外皮の変更としない。

(イ) 外皮の変更 変更する外皮を有する室を変更する室とする。

(ウ) 給湯の変更 給湯箇所（給湯栓設置箇所）の室を変更する室とする。

(エ) 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプの変更 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプを設置する室を変更する室とする。

第2 第1の変更部分の床面積の合計が0㎡の場合であつて、計画の変更が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第1の規定にかかわらず、変更部分の床面積の合計を300㎡未満とする（「変更部分の床面積の合計を300㎡未満とする」とは、手数料条例における変更部分の床面積の合計が300㎡未満のものとの区分を適用することをいう。）。

(1) 方位、階高の変更

(2) 昇降機、太陽光発電設備、コージェネレーション設備の変更

(3) 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプのうち、屋外に設置されるものの変更

(4) 室用途等のみの変更

(5) その他エネルギー消費性能の評価に影響する変更

#### 【解説】

・「建築物のエネルギー消費性能の算出に用いる仕様・数量等の変更」とは、エネルギー消費性能を計算するプログラムを使用する場合にあつては、計算結果に影響する入力項目についての入力値（数値、文字等）の変更をいい、計算結果が変わらない入力値の変更を含む。

・「変更前及び変更後のエネルギー消費性能の評価において評価を要するものの数」とは、

変更前の計算を要する項目：換気設備、照明設備

変更後の計算を要する項目：外皮、空気調和設備、照明設備

である場合、

変更前及び変更後の計算を要する項目：外皮、空気調和設備、換気設備、照明設備となり、その数は4となる。